

会費に関する定款補則

(目的)

第 1 条 この定款補則は、社団法人日本医療社会事業協会定款第 7 条の規定に基づき、会員の会費に関する基本事項を定める。

(入会金)

第 2 条 正会員の入会金は、次のとおりとする。

3,000円

(会費)

第 3 条 正会員の会費は、年額を次のとおりとする。

10,000円

2 賛助会員の会費は、年額を次のとおりとする。

15,000円

(臨時会費)

第 4 条 臨時に費用を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。

(納入)

第 5 条 会費の納入は年 1 回とし、指定された方法により毎年度 6 月末までに前納しなければならない。ただし、新規会員は、定款第 6 条第 2 項の通知を受け取ってから 2 週間以内に、正会員は入会金及び会費を、賛助会員は会費を、指定された方法により納入しなければならない。

(徴収)

第 6 条 会費の徴収に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第 7 条 この定款補則の変更は、総会の議決を必要とする。

附 則

1 . この規定は、2001年5月25日制定し、同日から施行する。